

社会福祉法人同仁会経理規則新旧対照表(案)

現 行	改 正 後
社会福祉法人同仁会経理規則	社会福祉法人同仁会経理規則 別表1-1、1-2及び1-3を別添新旧対照表のとおり改める。 付 則 この規則は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1 - 1

資金収支計算書勘定科目

1 収入の部

＜事業活動による収入＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
	私的契約利用料収入		措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	その他の事業収入	補助金事業収入	措置受託に関連する地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（ <u>共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む</u> ）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
受託事業収入		措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。 <u>受託事業に係る利用者からの収入も含む。</u>	
その他の事業収入		上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。	
保育事業収入	施設型給付費収入	施設型給付費収入	施設型給付費の代理受領分をいう。
		利用者負担金収入	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
	委託費収入	事業費収入	子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収入（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収入）をいう。
		利用者等利用料収入	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収入をいう。
		利用者等利用料収入（公費）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収入以外の収入をいう。
		利用者等利用料収入（一般）	特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収入をいう。
		その他の利用料収入	保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	私的契約利用料収入	補助金事業収入	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう（ <u>共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む</u> ）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
			受託事業収入
		その他の事業収入	その他の事業収入

別表 1 - 1

資金収支計算書勘定科目

1 収入の部

＜事業活動による収入＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
児童福祉事業収入	措置費収入	事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る収入をいう。
		事業費収入	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
	私的契約利用料収入		措置施設等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	その他の事業収入	補助金事業収入	措置受託に関連する地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう。
		補助金事業収入（公費）	措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
		補助金事業収入（一般）	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
		受託事業収入	措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
		受託事業収入（公費）	措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
		受託事業収入（一般）	措置受託に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
		その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
保育事業収入	施設型給付費収入	施設型給付費収入	施設型給付費の代理受領分をいう。
		利用者負担金収入	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収入をいう。
	委託費収入	事業費収入	子ども・子育て支援法附則6条に規定する委託費収入（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収入）をいう。
		利用者等利用料収入	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収入をいう。
		利用者等利用料収入（公費）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収入以外の収入をいう。
		利用者等利用料収入（一般）	特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収入をいう。
		その他の利用料収入	保育所等における私的契約に基づく利用料収入をいう。
	私的契約利用料収入	補助金事業収入	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等から交付される補助金事業に係る収入をいう。
			補助金事業収入（公費）
		補助金事業収入（一般）	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。
		受託事業収入	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
		受託事業収入（公費）	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
		受託事業収入（一般）	保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。
		その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
障害福祉サービス事業収入	障害児施設給付費収入	障害児通所給付費収入	障害児通所給付費の代理受領分をいう。

借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	受入研修費収入 利用者等外給食費収入 退職手当金等収入	雑収入	設備（施設整備及び設備整備）資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。 経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。 預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。 受入研修費収益等、事業に付随して生ずるサービス活動外の収入をいう。 職員等利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。 退職給付引当資産の取崩額を超えて退職手当として県社協から送金された金額のうち取崩額を超える収入をいう。 上記に属さない事業活動による収入をいう。
流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益		有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。 有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた為替差益をいう。
＜施設整備等による収入＞			
施設整備等補助金	施設整備等補助金		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等

利用者負担金収入	利用者負担金収入	特例障害児通所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入	特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。 障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。 特例障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。
補足給付費収入	補足給付費収入	特定障害者特別給付費収入 特例特定障害者特別給付費収入	利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。 特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。 特例特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
特定費用収入	特定費用収入		利用者から支払いを受けることができることとされている日用品費等をいう。
その他の事業収入	補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般）	補助金事業収入（公費） 補助金事業収入（一般）	障害者総合支援法又はこれに関連する事業に対して、国及び地方公共団体から交付される補助金事業に係る収入をいう。 障害者総合支援法又はこれに関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業に係る収入をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。障害者総合支援法に関連する補助金事業に係る利用者からの収入も含む。
	受託事業収入（公費）	受託事業収入（公費）	障害者総合支援法又はこれに関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入）
	受託事業収入（一般）	受託事業収入（一般）	障害者総合支援法又はこれに関連する、受託事業に係る利用者からの収入をいう。（障害者総合支援法に基づく又は関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収入）
	その他の事業収入	その他の事業収入	上記に属さないその他の事業収入をいう。利用者からの収入も含む。
	（保険等査定減）		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額をいう。
退職共済事業収入	退職共済事業収入	事務費収入	退職共済事業の事務手続業務に係る事務費収入をいう。
借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入	共同団体からの補助金収入をいう。 施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等の収入をいう。 経常経費に対する寄附金及び寄附物品をいう。 預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。 研修の受入に対する収入をいう。
	受入研修費収入	受入研修費収入	職員等利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。
	利用者等外給食費収入	利用者等外給食費収入	
流動資産評価益等による資金増加額	有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益	雑収入 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益	上記に属さない事業活動による収入をいう。 有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却益をいう。 有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価益をいう。 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた為替差益をいう。
＜施設整備等による収入＞			
施設整備等補助金	施設整備等補助金		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等

収入	収入	の収入をいう。
施設整備等寄附金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入	施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。 施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
設備資金借入金収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入	施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
固定資産売却収入	建物売却収入 構築物売却収入 機械及び装置売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 土地売却収入 建設仮勘定売却収入 権利売却収入 その他の固定資産売却収入	<u>建物の売却による収入をいう。</u> <u>構築物の売却による収入をいう。</u> <u>機械及び装置の売却による収入をいう。</u> <u>車輛運搬具の売却による収入をいう。</u> <u>器具及び備品の売却による収入をいう。</u> <u>土地の売却による収入をいう。</u> 建設仮勘定の売却による収入をいう。 権利の売却による収入をいう。 固定資産売却収入のうち他のいずれにも属さない収入をいう。
その他の施設整備等による収入	〇〇収入	施設整備及び設備整備による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

<その他の活動による収入>

長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
長期運営資金借入金収入		長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。
長期貸付金回収収入		長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収収入を含む）
投資有価証券売却収入		投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 人件費積立資産取崩収入 施設整備等積立資産取崩収入 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入 損害賠償積立資産取崩収入 ブーケ進学支援積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入	退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。 長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。 人件費積立資産の取崩しによる収入をいう。 施設整備等積立資産の取崩しによる収入をいう。 保育所施設・設備整備積立資産の取崩しによる収入をいう。 損害賠償積立資産の取崩しによる収入をいう。 ブーケ進学支援積立資産の取崩しによる収入をいう。 その他の積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。

収入	収入	の収入をいう。
施設整備等寄附金収入	設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入	施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収入をいう。 施設整備及び設備整備に係る寄附金収入をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
設備資金借入金収入	設備資金借入金元金償還寄附金収入	施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
固定資産売却収入	土地売却収入 建物売却収入 構築物売却収入 機械及び装置売却収入 車輛運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 建設仮勘定売却収入 権利売却収入 その他の固定資産売却収入	<u>土地の売却による収入をいう。</u> <u>建物の売却による収入をいう。</u> <u>構築物の売却による収入をいう。</u> <u>機械及び装置の売却による収入をいう。</u> <u>車輛運搬具の売却による収入をいう。</u> <u>器具及び備品の売却による収入をいう。</u> 建設仮勘定の売却による収入をいう。 権利の売却による収入をいう。 固定資産売却収入のうち他のいずれにも属さない収入をいう。
その他の施設整備等による収入	〇〇収入	施設整備及び設備整備による収入で他のいずれの科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

<その他の活動による収入>

長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
長期運営資金借入金収入		長期運営資金（設備資金を除く）のための借入金の受入額をいう。
役員等長期借入金収入		<u>役員（評議員を含む）からの長期借入金の受入額をいう。</u>
長期貸付金回収収入		長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。（1年以内回収予定長期貸付金の回収収入を含む）
投資有価証券売却収入		投資有価証券の売却収入（収入総額）をいう。
積立資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 長期預り金積立資産取崩収入 人件費積立資産取崩収入 施設整備等積立資産取崩収入 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入 損害賠償積立資産取崩収入 ブーケ進学支援積立資産取崩収入 〇〇積立資産取崩収入	退職給付引当資産の取崩しによる収入をいう。 長期預り金積立資産の取崩しによる収入をいう。 人件費積立資産の取崩しによる収入をいう。 施設整備等積立資産の取崩しによる収入をいう。 保育所施設・設備整備積立資産の取崩しによる収入をいう。 損害賠償積立資産の取崩しによる収入をいう。 ブーケ進学支援積立資産の取崩しによる収入をいう。 その他の積立資産の取崩しによる収入をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。

事業区分間長期借入金収入		他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
拠点区分間長期借入金収入		同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
事業区分間長期貸付金回収収入		他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。 (1年以内回収予定事業区分間長期貸付金の回収収入を含む)
拠点区分間長期貸付金回収収入		同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。 (1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収収入を含む)
事業区分間繰入金収入		他の事業区分からの繰入金収入をいう。
拠点区分間繰入金収入		同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
サービス区分間繰入金収入		同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
その他の活動による収入	〇〇収入	その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。 収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

事業区分間長期借入金収入		他の事業区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
拠点区分間長期借入金収入		同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金の収入をいう。
事業区分間長期貸付金回収収入		他の事業区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。 (1年以内回収予定事業区分間長期貸付金の回収収入を含む)
拠点区分間長期貸付金回収収入		同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の回収による収入をいう。 (1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金の回収収入を含む)
事業区分間繰入金収入		他の事業区分からの繰入金収入をいう。
拠点区分間繰入金収入		同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収入をいう。
サービス区分間繰入金収入		同一拠点区分内における他のサービス区分からの繰入金収入をいう。
その他の活動による収入	退職共済預り金収入 退職共済事業管理資産取崩収入 〇〇収入	<u>退職共済事業の共済契約者からの掛金受け入れによる収入をいう。</u> <u>退職共済事業管理資産の取崩しによる収入をいう。</u> その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

2 支出の部

＜事業活動による支出＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
人件費支出	役員報酬支出		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員給料支出	俸給支出 <u>業務手当支出</u> <u>扶養手当支出</u> <u>管理職手当支出</u> <u>超勤手当支出</u> <u>通勤手当支出</u> <u>住宅手当支出</u> <u>日勤手当支出</u> <u>宿直手当支出</u> <u>夜勤手当支出</u> <u>役職手当支出</u> <u>単身赴任手当支出</u> <u>地域手当</u>	常勤職員に支払う俸給をいう。 <u>常勤職員に支払う業務手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う扶養手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う管理職手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う超勤手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う通勤手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う住宅手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う日勤手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う宿直手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う夜勤手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う役職手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う単身赴任手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う地域手当をいう。</u>
	職員賞与支出		常勤職員に支払う期末手当及び勤勉手当をいう。
	非常勤職員給与	嘱託医手当支出 非常勤職員手当支出 産業医手当支出 嘱託職員手当支出	嘱託医に支払う報酬をいう。 非常勤職員に支払う賃金、諸手当及び一時金をいう。 産業医に支払う報酬をいう。 嘱託職員に支払う報酬をいう。
	派遣職員費支出		派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付支出	退職共済掛金支出 退職手当支出	退職共済制度への法人が拠出する掛金額をいう。 職員に支払う退職手当をいう。
	法定福利費支出	社会保険料負担金支出	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び介護保険料をいう。

2 支出の部

＜事業活動による支出＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
人件費支出	役員報酬支出 役員退職慰労金支出		役員(評議員を含む)に支払う報酬、諸手当をいう。 <u>役員(評議員を含む)への退職慰労金等の支出額をいう。</u>
	職員給料支出	俸給支出 <u>管理職手当支出</u> <u>役職手当支出</u> <u>業務手当支出</u> <u>直接処遇手当</u> <u>地域手当</u> <u>扶養手当支出</u> <u>住宅手当支出</u> <u>通勤手当支出</u> <u>超過勤務手当支出</u> <u>夜間勤務手当支出</u> <u>宿直勤務手当支出</u> <u>日勤手当支出</u> <u>単身赴任手当支出</u> <u>調整手当</u> <u>一時金</u>	常勤職員に支払う俸給をいう。 <u>常勤職員に支払う管理職手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う役職手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う業務手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う直接処遇手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う地域手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う扶養手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う住宅手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う通勤手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う超過勤務手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う夜間勤務手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う宿直勤務手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う日勤手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う単身赴任手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う調整手当をいう。</u> <u>常勤職員に支払う一時金をいう。</u>
	職員賞与支出		常勤職員に支払う期末手当及び勤勉手当をいう。
	非常勤職員給与	嘱託医手当支出 非常勤職員手当支出 産業医手当支出 嘱託職員手当支出	嘱託医に支払う報酬をいう。 非常勤職員に支払う賃金、諸手当及び一時金をいう。 産業医に支払う報酬をいう。 嘱託職員に支払う報酬をいう。
	派遣職員費支出		派遣会社に支払う金額をいう。
	退職給付支出	退職共済掛金支出 退職手当支出	退職共済制度への法人が拠出する掛金額をいう。 職員に支払う退職手当をいう。
	法定福利費支出	社会保険料負担金支出	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び介護保険料をいう。

事業費支出	労働保険料負担金支出	法令に基づいて法人が負担する労災保険料及び雇用保険料をいう。
	給食費支出	食材及び食品の費用をいう。
	保健衛生費支出	児童等のための施設内の医療に要する医薬品等の支出をいう。
	衛生材料費支出	児童等の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の衛生材料費の支出をいう。
	整髪費支出	児童等の整髪に要する支出をいう。
	保菌検査費支出	児童等の保菌検査に要する支出をいう。
	その他の保健衛生費支出	保健衛生費支出で上記に属さない支出をいう。
	医療費支出	児童等が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
	被服費支出	衣服費支出 児童等の衣類の購入のための支出をいう。 寝具費支出 児童等の寝具の購入のための支出をいう。 クリーニング費支出 児童等の衣類、寝具等のクリーニングに要する支出をいう。 その他の被服費支出 被服費支出で上記に属さない支出をいう。
	教養娯楽費支出	行事費支出 児童等のためのキャンプ、行楽等の実施のための支出をいう。 図書費支出 児童等のための図書等の購入のための支出をいう。 娯楽用品費支出 児童等のための娯楽用品の設備購入のための支出をいう。 その他の教養娯楽費支出 教養娯楽費支出で上記に属さない支出をいう。
	日用品費支出	児童等に現物で給付する身のまわり品、化粧品等の日用品の支出をいう。
	保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
	本人支給金支出	児童等に小遣いその他の経費として現金支給するための支出をいう。
	水道光熱費支出	水道料支出 児童等に直接必要な水道の支出をいう。 電気料支出 児童等に直接必要な電気の支出をいう。 ガス代支出 児童等に直接必要なガスの支出をいう。
	燃料費支出	児童等に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	消耗器具備品費支出	児童等の処遇に直接使用する消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
	保険料支出	児童等に対する生命保険料及び損害保険料をいう。
	賃借料支出	児童等が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	教育指導費支出	幼児教育費支出 児童等が通園する幼稚園に係る授業料等の支出をいう。 義務教育費支出 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る事業料等の支出をいう。 高校教育費支出 児童等が通学する高校、養護学校高等部等に係る授業料等の支出をいう。 学校給食費支出 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の支出をいう。 見学旅行費支出 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の支出をいう。 入学支度金支出 児童等の小学校又は中学校の入学に際し必要な文房具、被服等の購入に要する支出をいう。

事業費支出	労働保険料負担金支出	法令に基づいて法人が負担する労災保険料及び雇用保険料をいう。
	給食費支出	食材及び食品の費用をいう。
	保健衛生費支出	児童等のための施設内の医療に要する医薬品等の支出をいう。
	診療・療養等材料費支出	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、包帯、ガーゼ、氷など1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の費消額。また、診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するものの支出をいう。
	整髪費支出	児童等の整髪に要する支出をいう。
	健康診断費支出	児童等の健康診断に要する支出をいう。
	保菌検査費支出	児童等の保菌検査に要する支出をいう。
	その他の保健衛生費支出	保健衛生費支出で上記に属さない支出をいう。
	医療費支出	児童等が傷病のために医療機関等で診療等を受けた場合の診療報酬等をいう。
	被服費支出	衣服費支出 児童等の衣類の購入のための支出をいう。 寝具費支出 児童等の寝具の購入のための支出をいう。 クリーニング費支出 児童等の衣類、寝具等のクリーニングに要する支出をいう。 その他の被服費支出 被服費支出で上記に属さない支出をいう。
	教養娯楽費支出	行事費支出 児童等のためのキャンプ、行楽等の実施のための支出をいう。 図書費支出 児童等のための図書等の購入のための支出をいう。 娯楽用品費支出 児童等のための娯楽用品の購入のための支出をいう。 その他の教養娯楽費支出 教養娯楽費支出で上記に属さない支出をいう。
	日用品費支出	児童等に現物で給付する身のまわり品、化粧品等の日用品の支出をいう。
	保育材料費支出	保育に必要な文具材料、絵本等の支出及び運動会等の行事を実施するための支出をいう。
	本人支給金支出	児童等に小遣いその他の経費として現金支給するための支出をいう。
	水道光熱費支出	水道料支出 児童等に直接必要な水道の支出をいう。 電気料支出 児童等に直接必要な電気の支出をいう。 ガス代支出 児童等に直接必要なガスの支出をいう。
	燃料費支出	児童等に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
	消耗器具備品費支出	児童等の処遇に直接使用する消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない支出をいう。
	保険料支出	児童等に対する損害保険料等をいう。
	賃借料支出	児童等が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
	教育指導費支出	幼児教育費支出 児童等が通園する幼稚園に係る授業料等の支出をいう。 義務教育費支出 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る事業料等の支出をいう。 高校教育費支出 児童等が通学する高校、養護学校高等部等に係る授業料等の支出をいう。 学校給食費支出 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の支出をいう。 見学旅行費支出 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の支出をいう。 入学支度金支出 児童等の小学校又は中学校の入学に際し必要な文房具、被服等の購入に要する支出をいう。

	就職支度金支出		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する支出をいう。		就職支度金支出		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する支出をいう。
	葬祭費支出		児童等が死亡した場合の葬祭に要した支出をいう。		葬祭費支出		児童等が死亡した場合の葬祭に要した支出をいう。
	車輛費支出		<u>児童等のために使用する公用車等の燃料費、車輛検査等の支出をいう。</u>		車輛費支出		<u>乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の支出をいう。</u>
事務費支出	雑支出		事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。		雑支出		事業費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
	福利厚生費支出	県互助会費支出	法人が負担する県互助会費の支出をいう。		福利厚生費支出	県互助会費支出	法人が負担する県互助会費の支出をいう。
		職員福利費支出	職員の健康診断、保菌検査、予防接種等に要する支出をいう。			職員福利費支出	職員の健康診断、保菌検査、予防接種等に要する支出をいう。
		職員厚生費支出	職員の親睦会に対する委託料、補助金その他職員の厚生に要する支出をいう。			職員厚生費支出	職員の親睦会に対する委託料、補助金その他職員の厚生に要する支出をいう。
	職員被服費支出		職員に支給又は貸与する白衣等の購入、洗濯等の支出をいう。		職員被服費支出		職員に支給又は貸与する白衣等の購入、洗濯等の支出をいう。
	旅費交通費支出		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（研究、研修のための旅費を除く）をいう。		旅費交通費支出		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（研究、研修のための旅費を除く）をいう。
	研修研究費支出		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究、研修のための旅費を含む）をいう。		研修研究費支出		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究、研修のための旅費を含む）をいう。
	事務消耗品費支出		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。		事務消耗品費支出		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの支出をいう。
	印刷製本費支出		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本に要する支出をいう。		印刷製本費支出		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本に要する支出をいう。
	水道光熱費支出	水道料支出	事務用の水道の支出をいう。		水道光熱費支出	水道料支出	事務用の水道の支出をいう。
		電気料支出	事務用の電気の支出をいう。			電気料支出	事務用の電気の支出をいう。
		ガス代支出	事務用のガスの支出をいう。			ガス代支出	事務用のガスの支出をいう。
	燃料費支出	灯油代支出	<u>事務用の灯油の支出をいう。</u>		燃料費支出		<u>事務用の灯油、重油等の燃料（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。</u>
		ガソリン代支出	<u>公用車等の燃料（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。</u>				
	修繕費支出		<u>建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。</u>		修繕費支出		<u>建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の支出をいう。ただし、建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。</u>
	通信運搬費支出		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。		通信運搬費支出		電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する支出をいう。
	会議費支出		会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。		会議費支出		会議時における茶菓子代、食事代等の支出をいう。
広報費支出		施設及び事業所の広告料、パンフレット、機関誌、広報誌作成費の印刷製本費等に要する支出をいう。		広報費支出		施設及び事業所の広告料、パンフレット、機関誌、広報誌作成費の印刷製本費等に要する支出をいう。	
業務委託費支出	検査委託費支出	設備等の検査委託料をいう。		業務委託費支出	検査委託費支出	設備等の検査委託料をいう。	
	警備委託費支出	機械警備等の委託料をいう。			警備委託費支出	機械警備等の委託料をいう。	
	害虫駆除委託費支出	ダニ駆除、ゴキブリ駆除等の委託料をいう。			害虫駆除委託費支出	ダニ駆除、ゴキブリ駆除等の委託料をいう。	
	ゴミ処理委託費支出	ゴミ処理等の委託料をいう。			ゴミ処理委託費支出	ゴミ処理等の委託料をいう。	
	清掃委託費	建物、受水槽等の清掃の委託料をいう。			清掃委託費	建物、受水槽等の清掃の委託料をいう。	
	その他の委託費支出	業務委託費支出で上記に属さない支出をいう。			その他の委託費支出	業務委託費支出で上記に属さない支出をいう。	
手数料支出		役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。		手数料支出		役務提供にかかる支出のうち、業務委託費以外のものをいう。	
保険料支出		生命保険料並びに建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。		保険料支出		生命保険料並びに建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。	
賃借料支出		固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。		賃借料支出		固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。	
土地・建物賃借料支出		土地、建物等の賃借料をいう。		土地・建物賃借料支出		土地、建物等の賃借料をいう。	
租税公課支出		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。 <u>ただし、法人税、住民税及び事業税額に該当するものは除く。</u>		租税公課支出		消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。	
保守料支出		建物、各種機器等の保守、点検料等をいう。		保守料支出		建物、各種機器等の保守、点検料等をいう。	

利用者負担軽減額 支払利息支出	渉外費支出 諸会費支出 雑支出		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。 各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。 事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。
その他の支出	利用者等外給食費 支出 雑支出		利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。 施設資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。 職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。 上記に属さない支出をいう。
流動資産評価損等 による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損	有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。 有価証券の評価損をいう。 資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。 資産の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。

<施設整備等による支出>

施設資金借入金元 金償還支出			設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む）
固定資産取得支出	<u>建物取得支出</u> <u>構築物取得支出</u> <u>機械及び装置取得 支出</u> <u>車輛運搬具取得支 出</u> <u>器具及び備品取得 支出</u> <u>土地取得支出</u>		<u>建物を取得するための支出をいう。</u> <u>構築物を取得するための支出をいう。</u> <u>固定資産に計上される機械及び装置を取得するための支出をいう。</u> <u>車輛運搬具を取得するための支出をいう。</u> <u>固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。</u> <u>土地を取得するための支出をいう。</u>
建設仮勘定取得支 出 権利取得支出 その他の固定資産 取得支出			建設仮勘定を取得するための支出をいう。 権利を取得するための支出をいう。 固定資産売却取得のうち他のいずれにも属さない支出をいう。 建物取壊支出、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
固定資産除却・廃 棄支出 ファイナンス・リ ース債務の返済支 出 その他の施設整備 等による支出	〇〇支出		ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。（1年以内返済予定リース債務の返済額を含む） 施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。

<その他の活動による支出>

長期運営資金借入 金元金償還支出			長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む）
長期貸付金支出 投資有価証券取得 支出			長期に貸付けた資金の支出をいう。 投資有価証券を取得するための支出をいう。

退職共済事業支出 利用者負担軽減額 支払利息支出	渉外費支出 諸会費支出 雑支出 <u>事務費支出</u>		創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する支出を除く）等に要する支出をいう。 各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の支出をいう。 事務費のうち他のいずれにも属さない支出をいう。 <u>退職共済事業に係る事務費の支出をいう。</u>
その他の支出	利用者等外給食費 支出 雑支出		利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。 施設資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。 職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。 上記に属さない支出をいう。
流動資産評価損等 による資金減少額	有価証券売却損 資産評価損	有価証券評価損 〇〇評価損	有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。 有価証券の評価損をいう。 資産の時価の著しい下落に伴い、その回復が可能であると認められない場合に当該資産に対して計上する評価損をいう。 資産の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	為替差損		外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	徴収不能額		金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。

<施設整備等による支出>

施設資金借入金元 金償還支出			設備（施設整備及び設備整備）資金の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定設備資金借入金の償還額を含む）
固定資産取得支出	<u>土地取得支出</u> <u>建物取得支出</u> <u>構築物取得支出</u> <u>機械及び装置取得 支出</u> <u>車輛運搬具取得支 出</u> <u>器具及び備品取得 支出</u>		<u>土地を取得するための支出をいう。</u> <u>建物を取得するための支出をいう。</u> <u>構築物を取得するための支出をいう。</u> <u>固定資産に計上される機械及び装置を取得するための支出をいう。</u> <u>車輛運搬具を取得するための支出をいう。</u> <u>固定資産に計上される器具及び備品を取得するための支出をいう。</u>
建設仮勘定取得支 出 権利取得支出 その他の固定資産 取得支出			建設仮勘定を取得するための支出をいう。 権利を取得するための支出をいう。 固定資産売却取得のうち他のいずれにも属さない支出をいう。 建物取壊支出、固定資産の除却、廃棄等に係る支出をいう。
固定資産除却・廃 棄支出 ファイナンス・リ ース債務の返済支 出 その他の施設整備 等による支出	〇〇支出		ファイナンス・リース取引に係る支払リース料のうち、元本相当額をいう。（1年以内返済予定リース債務の返済額を含む） 施設整備等による支出で他のいずれの科目にも属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。

<その他の活動による支出>

長期運営資金借入 金元金償還支出			長期運営資金（設備資金を除く）の借入金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定長期運営資金借入金の償還額を含む）
<u>役員等長期借入金 元金償還支出</u> 長期貸付金支出 投資有価証券取得 支出			<u>役員（評議員を含む）からの長期借入金の返済額をいう。</u> 長期に貸付けた資金の支出をいう。 投資有価証券を取得するための支出をいう。

<p>積立資産支出</p> <p>事業区分間長期貸付金支出</p> <p>拠点区分間長期貸付金支出</p> <p>事業区分間長期借入金返済支出</p> <p>拠点区分間長期借入金返済支出</p> <p>事業区分間繰入金支出</p> <p>拠点区分間繰入金支出</p> <p>サービス区分間繰入金支出</p> <p>その他の活動による支出</p>	<p>長期預り金積立資産支出</p> <p>施設整備等積立資産支出</p> <p><u>建設積立資産支出</u></p> <p>保育所施設・設備整備積立資産支出</p> <p>損害賠償積立資産支出</p> <p>〇〇積立資産支出</p> <p>〇〇支出</p>	<p>長期預り金積立資産への積立による支出をいう。</p> <p>施設整備等積立資産への積立による支出をいう。</p> <p><u>建設積立資産への積立による支出をいう。</u></p> <p>保育所施設・設備整備積立資産への積立による支出をいう。</p> <p>損害賠償積立資産への積立による支出をいう。</p> <p>その他の積立資産への積立による支出をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>他の事業区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。</p> <p>他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定事業区分間長期借入金の償還額を含む）</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む）他の事業区分への繰入金支出をいう。</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。</p> <p>同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。</p> <p>その他の活動による支出で上記に属さない支出をいう。支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。</p>	<p>〇〇積立資産支出</p> <p>事業区分間長期貸付金支出</p> <p>拠点区分間長期貸付金支出</p> <p>事業区分間長期借入金返済支出</p> <p>拠点区分間長期借入金返済支出</p> <p>事業区分間繰入金支出</p> <p>拠点区分間繰入金支出</p> <p>サービス区分間繰入金支出</p> <p>その他の活動による支出</p>	<p>積立資産支出</p> <p>退職給付引当資産支出</p> <p>長期預り金積立資産支出</p> <p>人件費積立資産取崩収入</p> <p>施設整備等積立資産支出</p> <p>保育所施設・設備整備積立資産支出</p> <p>損害賠償積立資産支出</p> <p><u>ブーケ進学支援積立資産取崩収入</u></p> <p>〇〇積立資産支出</p> <p>事業区分間長期貸付金支出</p> <p>拠点区分間長期貸付金支出</p> <p>事業区分間長期借入金返済支出</p> <p>拠点区分間長期借入金返済支出</p> <p>事業区分間繰入金支出</p> <p>拠点区分間繰入金支出</p> <p>サービス区分間繰入金支出</p> <p>その他の活動による支出</p>	<p><u>退職給付引当資産への積立による支出をいう。</u></p> <p>長期預り金積立資産への積立による支出をいう。</p> <p><u>人件費積立資産への積立による支出をいう。</u></p> <p>施設整備等積立資産への積立による支出をいう。</p> <p>保育所施設・設備整備積立資産への積立による支出をいう。</p> <p>損害賠償積立資産への積立による支出をいう。</p> <p><u>ブーケ進学支援積立資産への積立による支出をいう。</u></p> <p>その他の積立資産への積立による支出をいう。積立資産の目的等を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>他の事業区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分へ長期に貸付けた資金の支出をいう。</p> <p>他の事業区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定事業区分間長期借入金の償還額を含む）</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分から長期に借り入れた資金に基づく元金償還額をいう。（1年以内返済予定拠点区分間長期借入金の償還額を含む）他の事業区分への繰入金支出をいう。</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分への繰入金支出をいう。</p> <p>同一拠点区分内における他のサービス区分への繰入金支出をいう。</p> <p><u>退職共済事業の共済契約者からの掛金受け入れによる収入をいう。</u></p> <p><u>退職共済事業管理資産の取崩しによる収入をいう。</u></p> <p>その他の活動による収入で上記に属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>	<p>退職共済預り金収入</p> <p><u>退職共済事業管理資産取崩収入</u></p> <p>〇〇収入</p>
--	--	---	--	---	--	---	---	---	---	---	---	---

旧

新

別表 1 - 2

事業活動収支計算書勘定科目

1 収益の部

＜サービス活動増減による収益＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る事務費収益をいう。
		事業費収益	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る事業費収益をいう。
保育事業収入	私的契約利用料収益 その他の事業収益	措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。
		補助金事業収益	措置受託に関連する地方公共団体等からの補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
	受託事業収益	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。受託事業に係る利用者からの収益も含む。	
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。	
	施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費の代理受領分をいう。
		利用者負担金収益	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。
	委託費収益	子ども・子育て支援法附則 6 条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。	子ども・子育て支援法附則 6 条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。
		利用者等利用料収益（公費）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収益をいう。
	利用者等利用料収益	利用者等利用料収益（一般）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収入以外の収益をいう。
		その他の利用料収益	特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収益をいう。
私的契約利用料収益 その他の事業収益	保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	
	補助金事業収益	保育所等に関連する事業に対して、地方公共団体等からの補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。補助金事業に係る利用者からの収入も含む。	
受託事業収益	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。受託事業に係る利用者からの収益も含む。	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。受託事業に係る利用者からの収益も含む。	
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。	

別表 1 - 2

事業活動収支計算書勘定科目

1 収益の部

＜サービス活動増減による収益＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
児童福祉事業収益	措置費収益	事務費収益	措置費支弁額中の人件費及び管理費に係る事務費収益をいう。
		事業費収益	措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る事業費収益をいう。
保育事業収益	私的契約利用料収益 その他の事業収益	措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	措置施設等における私的契約に基づく利用料収益をいう。
		補助金事業収益（公費） 補助金事業収益（一般）	措置受託に関連する国及び地方公共団体からの補助金事業収益をいう。 措置受託に関連する、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む。）。措置受託に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。
	受託事業収益（公費） 受託事業収益（一般）	措置受託に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 措置受託に関連する、委託事業に係る利用者からの収益をいう。	
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。利用者からの収益も含む。	
	施設型給付費収益	施設型給付費収益	施設型給付費の代理受領分をいう。
		利用者負担金収益	施設型給付費における利用者等からの利用者負担金（保育料）収益をいう。
	委託費収益	子ども・子育て支援法附則 6 条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。	子ども・子育て支援法附則 6 条に規定する委託費収益（私立認可保育所における保育の実施等に関する運営費収益）をいう。
		利用者等利用料収益	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）にかかる補足給付収益をいう。
	利用者等利用料収益	利用者等利用料収益（一般）	実費徴収額（保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等）のうち補足給付収入以外の収益をいう。
		その他の利用料収益	特定負担額（教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価）など上記に属さない利用者からの収益をいう。
私的契約利用料収益 その他の事業収益	保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	保育所等における私的契約に基づく利用料収益をいう。	
	補助金事業収益（公費） 補助金事業収益（一般）	保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体等からの補助金事業収益をいう。 保育所等に関連する事業に対して、国及び地方公共団体以外から交付される補助金事業収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。保育所等に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。	
受託事業収益	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。受託事業に係る利用者からの収益をいう。	保育所等に関連する、地方公共団体から委託された事業に係る収益をいう。 保育所等に関連する、受託事業に係る利用者からの収益をいう。	
	その他の事業収益	上記に属さないその他の事業収益をいう。	
障害福祉サービス等事業収益	障害児施設給付費収益	障害児通所給付費収益	障害児通所給付費の代理受領分をいう。

			う。
	雑収益		上記に属さないサービス活動外による収益をいう。
＜特別増減による収益＞			
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。
施設整備等寄附金収益	設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
固定資産受贈額	設備資金借入金元金償還寄附金収益 〇〇受贈額		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。
			長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金をいう。
			<u>土地など固定資産の受贈額をいう。なお、受贈の内容を示す名称を付した科目で記載する。</u>
固定資産売却益	建物売却益 構築物売却益 機械及び装置売却益 車輛運搬具売却益 器具及び備品売却益 土地売却益 建設仮勘定売却益 権利売却益 その他の固定資産売却益		建物を売却した場合の売却益をいう。 構築物を売却した場合の売却益をいう。 機械及び装置を売却した場合の売却益をいう。 車輛運搬具を売却した場合の売却益をいう。 器具及び備品を売却した場合の売却益をいう。 土地を売却した場合の売却益をいう。 建設仮勘定を売却した場合の売却益をいう。 権利を売却した場合の売却益をいう。 上記のいずれにも属さない固定資産売却益をいう。
事業区分間繰入金収益			他の事業区分からの繰入金収益をいう。
拠点区分間繰入金収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。
事業区分間固定資産移管収益			他の事業区分からの固定資産の移管による収益をいう。
拠点区分間固定資産移管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。

2 費用の部

＜サービス活動増減による費用＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
人件費	役員報酬		法人役員に支払う報酬、諸手当をいう。

			う。
	退職共済事業管理資産評価益 退職共済預り金戻入額 雑収益		退職共済事業管理資産の期末増加額をいう。 退職共済事業管理資産評価損に合わせて、退職共済預り金を減少させた額をいう。 上記に属さないサービス活動外による収益をいう。
＜特別増減による収益＞			
施設整備等補助金収益	施設整備等補助金収益		施設整備及び設備整備に係る地方公共団体等からの補助金等をいう。
施設整備等寄附金収益	設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る地方公共団体等からの補助金等の収益をいう。
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	施設整備等寄附金収益		施設整備及び設備整備に係る寄附金をいう。なお、施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金を含む。
固定資産受贈額	設備資金借入金元金償還寄附金収益 <u>土地受贈額</u> <u>建物受贈額</u> <u>構築物受贈額</u> <u>機械及び装置受贈額</u> <u>車輛運搬具受贈額</u> <u>器具及び備品受贈額</u> <u>その他固定資産受贈額</u>		施設整備及び設備整備に対する借入金元金償還に係る寄附金収入をいう。 長期運営資金（設備資金を除く）借入金元金償還に係る寄附金をいう。 <u>土地の受贈額をいう。</u> <u>建物の受贈額をいう。</u> <u>構築物の受贈額をいう。</u> <u>機械及び装置の受贈額をいう。</u> <u>車輛運搬具の受贈額をいう。</u> <u>器具及び備品の受贈額をいう。</u> <u>上記に属さない固定資産の受贈額をいう。</u>
固定資産売却益	<u>土地売却益</u> <u>建物売却益</u> <u>構築物売却益</u> <u>機械及び装置売却益</u> <u>車輛運搬具売却益</u> <u>器具及び備品売却益</u> 建設仮勘定売却益 権利売却益 その他の固定資産売却益		土地を売却した場合の売却益をいう。 建物を売却した場合の売却益をいう。 構築物を売却した場合の売却益をいう。 機械及び装置を売却した場合の売却益をいう。 車輛運搬具を売却した場合の売却益をいう。 器具及び備品を売却した場合の売却益をいう。 建設仮勘定を売却した場合の売却益をいう。 権利を売却した場合の売却益をいう。 上記のいずれにも属さない固定資産売却益をいう。
事業区分間繰入金収益			他の事業区分からの繰入金収益をいう。
拠点区分間繰入金収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの繰入金収益をいう。
事業区分間固定資産移管収益			他の事業区分からの固定資産の移管による収益をいう。
拠点区分間固定資産移管収益			同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産の移管による収益をいう。
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益		徴収不能引当金の差額計上方式における戻入額をいう。

2 費用の部

＜サービス活動増減による費用＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
人件費	役員報酬		役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当をいう。

			費				費	
		日用品費		児童等に現物で給付する身のまわり品、化粧品等の日用品の費用をいう。		日用品費		児童等に現物で給付する身のまわり品、化粧品等の日用品の費用をいう。
		保育材料費		保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。		保育材料費		保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
		本人支給金		児童等に小遣いその他の経費として現金支給するための費用をいう。		本人支給金		児童等に小遣いその他の経費として現金支給するための費用をいう。
		水道光熱費	水道料 電気料 ガス代	児童等に直接必要な水道の費用をいう。 児童等に直接必要な電気の費用をいう。 児童等に直接必要なガスの費用をいう。		水道光熱費	水道料 電気料 ガス代	児童等に直接必要な水道の費用をいう。 児童等に直接必要な電気の費用をいう。 児童等に直接必要なガスの費用をいう。
		燃料費		児童等に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。		燃料費		児童等に直接必要な灯油、重油等の燃料費（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。
		消耗器具備品費		児童等の処遇に直接使用する消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。		消耗器具備品費		児童等の処遇に直接使用する消耗品、器具備品で、固定資産の購入に該当しない費用をいう。
		保険料 賃借料		児童等に対する <u>生命保険料及び損害保険料</u> をいう。 児童等が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。		保険料 賃借料		児童等に対する <u>損害保険料等</u> をいう。 児童等が利用する器具及び備品等のリース料、レンタル料をいう。
		教育指導費	幼児教育費 義務教育費 高校教育費 学校給食費 見学旅行費 入学支度金	児童等が通園する幼稚園に係る授業料等の費用をいう。 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る事業料等の費用をいう。 児童等が通学する高校、養護学校高等部等に係る授業料等の費用をいう。 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の費用をいう。 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の費用をいう。 児童等が通学する小学校又は中学校の入学に際し必要な文房具、被服等の購入に要する費用をいう。		教育指導費	幼児教育費 義務教育費 高校教育費 学校給食費 見学旅行費 入学支度金	児童等が通園する幼稚園に係る授業料等の費用をいう。 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る事業料等の費用をいう。 児童等が通学する高校、養護学校高等部等に係る授業料等の費用をいう。 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の費用をいう。 児童等が通学する小学校及び中学校等に係る給食費の費用をいう。 児童等の小学校又は中学校の入学に際し必要な文房具、被服等の購入に要する費用をいう。
		就職支度金		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する費用をいう。		就職支度金		児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要する費用をいう。
		葬祭費 車輛費		児童等が死亡した場合の葬祭に要した費用をいう。 <u>児童等のために使用する公用車等の燃料費、車輛検査等の費用をいう。</u>		葬祭費 車輛費		児童等が死亡した場合の葬祭に要した費用をいう。 <u>乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輛検査等の支出をいう。</u>
						<u>棚卸資産評価損</u>		<u>貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料など、棚卸資産を時価評価した時の評価損をいう</u>
	事務費支出	雑費 福利厚生費	県互助会費 職員福利費 職員厚生費	事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。 法人が負担する県互助会費の費用をいう。 職員の健康診断、保菌検査、予防接種等に要する費用をいう。 職員の親睦会に対する委託料、補助金の支出その他職員の厚生に要する費用をいう。		雑費 福利厚生費	県互助会費 職員福利費 職員厚生費	事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。 法人が負担する県互助会費の費用をいう。 職員の健康診断、保菌検査、予防接種等に要する費用をいう。 職員の親睦会に対する委託料、補助金の支出その他職員の厚生に要する費用をいう。
		職員被服費		職員に支給又は貸与する白衣等の購入、洗濯等の費用をいう。		職員被服費		職員に支給又は貸与する白衣等の購入、洗濯等の費用をいう。
		旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（研究、研修のための旅費を除く）をいう。		旅費交通費		業務に係る役員・職員の出張旅費及び交通費（研究、研修のための旅費を除く）をいう。
		研修研究費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究、研修のための旅費を含む）をいう。		研修研究費		役員・職員に対する教育訓練に直接要する支出（研究、研修のための旅費を含む）をいう。
		事務消耗品費		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。		事務消耗品費		事務用に必要な消耗品及び器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの費用をいう。
		印刷製本費		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本に要する費用をいう。		印刷製本費		事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷及び製本に要する費用をいう。
		水道光熱費	水道料 電気料 ガス代	事務用の水道の費用をいう。 事務用の電気の費用をいう。 事務用のガスの費用をいう。		水道光熱費	水道料 電気料 ガス代	事務用の水道の費用をいう。 事務用の電気の費用をいう。 事務用のガスの費用をいう。
		燃料費	灯油代	<u>事務用の灯油の費用をいう。</u>		燃料費		<u>事務用の灯油、重油等の燃料（車輛費で計上する燃料費を除</u>

		ガソリン代	<p>公用車等の燃料（車輛費で計上する燃料費を除く）をいう。</p> <p>建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。</p> <p>電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。</p> <p>会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。</p> <p>施設及び事業所の広告料、パンフレット、機関誌、広報誌作成費の印刷製本費等に要する費用をいう。</p> <p>設備等の検査委託料をいう。</p> <p>機械警備等の委託料をいう。</p> <p>ダニ駆除、ゴキブリ駆除等の委託料をいう。</p>
修繕費			
通信運搬費支出			
会議費			
広報費			
業務委託費	検査委託 警備委託 害虫駆除委託		
手数料	その他の委託		業務委託費で上記に属さない費用をいう。 役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
保険料			生命保険料並びに建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
賃借料			固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。
土地・建物賃借料			土地、建物等の賃借料をいう。
租税公課			消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
保守料			建物、各種機器等の保守、点検料等をいう。
渉外費			創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く）等に要する費用をいう。
諸会費			各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
雑費			事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
減価償却費			固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
徴収不能額			金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。
徴収不能引当金繰入			徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
その他の費用			上記に属さないサービス活動による費用をいう。

＜サービス活動外増減による費用＞

支払利息			施設資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
有価証券評価損			有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価損をいう。
有価証券売却損			有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
投資有価証券評価損			投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
投資有価証券売却損			投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
その他のサービス	利用者等外給食費		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用を

			<p>く）をいう。</p> <p>建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。ただし、建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。</p> <p>電話、電報、ファックスの使用料、インターネット接続料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。</p> <p>会議時における茶菓子代、食事代等の費用をいう。</p> <p>施設及び事業所の広告料、パンフレット、機関誌、広報誌作成費の印刷製本費等に要する費用をいう。</p> <p>設備等の検査委託料をいう。</p> <p>機械警備等の委託料をいう。</p> <p>ダニ駆除、ゴキブリ駆除等の委託料をいう。</p> <p><u>ごみ処理委託</u></p> <p><u>清掃委託</u></p> <p>その他の委託</p>
修繕費			
通信運搬費支出			
会議費			
広報費			
業務委託費	検査委託 警備委託 害虫駆除委託 <u>ごみ処理委託</u> <u>清掃委託</u>		
手数料	その他の委託		業務委託費で上記に属さない費用をいう。 役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
保険料			生命保険料並びに建物、車輛運搬具、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。ただし、福利厚生費に該当するものを除く。
賃借料			固定資産に計上を要しない機器等のリース料、レンタル料をいう。
土地・建物賃借料			土地、建物等の賃借料をいう。
租税公課			消費税及び地方消費税の申告納税、固定資産税、印紙税、登録免許税、自動車税、事業所税等をいう。
保守料			建物、各種機器等の保守、点検料等をいう。
渉外費			創立記念日等の式典、慶弔、広報活動（広報費に属する費用を除く）等に要する費用をいう。
諸会費			各種組織への加盟等に伴う会費、負担金等の費用をいう。
雑費			事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
退職共済事業費用			<u>退職共済事業に係る事務費をいう。</u>
利用者負担軽減額			利用者負担を軽減した場合の利用者負担軽減額をいう。
減価償却費			固定資産の減価償却の額をいう。
国庫補助金等特別積立金取崩額			国庫補助金等の支出対象経費（主として減価償却費）の期間費用計上に対応して取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
徴収不能額			金銭債権の徴収不能額のうち、徴収不能引当金で填補されない部分の金額をいう。
徴収不能引当金繰入			徴収不能引当金に繰入れる額をいう。
その他の費用			上記に属さないサービス活動による費用をいう。

＜サービス活動外増減による費用＞

支払利息			施設資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するものをいう。
有価証券評価損			有価証券（投資有価証券を除く）を時価評価した時の評価損をいう。
有価証券売却損			有価証券（投資有価証券を除く）を売却した場合の売却損をいう。
基本財産評価損			<u>基本財産を時価評価した時の評価損をいう。</u>
投資有価証券評価損			投資有価証券を時価評価した時の評価損をいう。
投資有価証券売却損			投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。
積立資産評価損			<u>積立資産を時価評価した時の評価損をいう。</u>
その他のサービス	利用者等外給食費		職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用を

活動外費用	為替差損		いう。 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	雑損失		上記に属さないサービス活動外による費用をいう。
＜特別増減による費用＞			
基本金組入額 資産評価損			<u>会計基準注解12に規定された基本金の組入額をいう。</u> 資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
固定資産売却損・ 処分損	建物売却損・処分 損 構築物売却損・処分 損 機械及び装置売却 損・処分損 車輛運搬具売却損 ・処分損 器具及び備品売却 損・処分損 その他の固定資産 売却・処分損		建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。 構築物を除却又は売却した場合の処分損をいう。 機械及び装置を除却又は売却した場合の処分損をいう。 車輛運搬具を除却又は売却した場合の処分損をいう。 器具及び備品を除却又は売却した場合の処分損をいう。 上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
国庫補助金等特別 積立金取崩額（除 却等）			国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
国庫補助金等特別 積立金積立額			<u>会計基準注解11に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。</u>
災害損失			火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
事業区分間繰入金 費用			他の事業区分への繰入額をいう。
拠点区分間繰入金 費用			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入額をいう。
事業区分間固定資 産移管費用			他の事業区分への固定資産の移管額をいう。
拠点区分間固定資 産移管費用			同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管額をいう。
その他の特別損失			上記に属さない特別損失をいう。
＜繰越活動増減差額の部＞			
基本金取崩額			<u>会計基準注解13に規定された基本金の取崩額をいう。</u>
その他の積立金取 崩額	〇〇積立金取崩額		<u>会計基準注解20に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。</u>
その他の積立金積 立額	〇〇積立金積立額		<u>会計基準注解20に規定されたその他の積立金の積立額をいう。</u>

活動外費用	為替差損		いう。 外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差損をいう。
	退職共済事業管理 資産評価損 退職共済預り金繰 入額 雑損失		<u>退職共済事業管理資産の期末減少額をいう。</u> <u>退職共済事業管理資産評価益に合わせて、退職共済預り金を増加させた額をいう。</u> 上記に属さないサービス活動外による費用をいう。
＜特別増減による費用＞			
基本金組入額 資産評価損			<u>運用上の取り扱い第11に規定された基本金の組入額をいう。</u> 資産の時価の著しい下落に伴い、回復の見込みがない当該資産に対して計上する評価損をいう。ただし、金額が大きい場合には個別に名称を付与して計上する。
固定資産売却損・ 処分損	建物売却損・処分 損 構築物売却損・処分 損 機械及び装置売却 損・処分損 車輛運搬具売却損 ・処分損 器具及び備品売却 損・処分損 その他の固定資産 売却・処分損		建物を除却又は売却した場合の処分損をいう。 構築物を除却又は売却した場合の処分損をいう。 機械及び装置を除却又は売却した場合の処分損をいう。 車輛運搬具を除却又は売却した場合の処分損をいう。 器具及び備品を除却又は売却した場合の処分損をいう。 上記以外の固定資産を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。
国庫補助金等特別 積立金取崩額（除 却等）			国庫補助金等により取得した固定資産の廃棄等に伴い、取り崩された国庫補助金等特別積立金の額をいう。
国庫補助金等特別 積立金積立額			<u>運用上の取り扱い第10に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。</u>
災害損失			火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する費用の合計額をいう。
事業区分間繰入金 費用			他の事業区分への繰入額をいう。
拠点区分間繰入金 費用			同一事業区分内における他の拠点区分への繰入額をいう。
事業区分間固定資 産移管費用			他の事業区分への固定資産の移管額をいう。
拠点区分間固定資 産移管費用			同一事業区分内における他の拠点区分への固定資産の移管額をいう。
その他の特別損失			上記に属さない特別損失をいう。
＜繰越活動増減差額の部＞			
基本金取崩額			<u>運用上の取り扱い第12に規定された基本金の取崩額をいう。</u>
その他の積立金取 崩額	〇〇積立金取崩額		<u>運用上の取り扱い第19に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。</u>
その他の積立金積 立額	〇〇積立金積立額		<u>運用上の取り扱い第19に規定されたその他の積立金の積立額をいう。</u>

旧

新

別表 1 - 3

貸借対照表勘定科目

＜資産の部＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
流動資産	現金預金		現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券		国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金		事業収益に対する未収入金をいう。
	未収金		事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収補助金		施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
	未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
	貯蔵品		消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。
	給食用材料		給食用材料の棚卸高をいう。
	立替金		一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金		物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	前払費用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
	1年以内回収予定 長期貸付金		長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	1年以内回収予定 事業区分間長期貸付金		事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	1年以内回収予定 拠点区分間長期貸付金		拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
短期貸付金		生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	
事業区分間貸付金		他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	
拠点区分間貸付金		同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	
仮払金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	
その他の流動資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	
徴収不能引当金		未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。	
固定資産	土地		基本財産に帰属する土地をいう。

別表 1 - 3

貸借対照表勘定科目

＜資産の部＞			
大区分	中区分	小区分	備 考
流動資産	現金預金		現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券		債権（国債、地方債、社債等をいい、譲渡性預金を含む）のうち貸借対照日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、又は債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金		事業収益に対する未収入金をいう。
	未収金		事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収補助金		施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
	未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
	貯蔵品		消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に応じ小区分を設けることができる。
	給食用材料		給食用材料の棚卸高をいう。
	立替金		一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金		物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	前払費用		一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。
	1年以内回収予定 長期貸付金		長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	1年以内回収予定 事業区分間長期貸付金		事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	1年以内回収予定 拠点区分間長期貸付金		拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
短期貸付金		生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	
事業区分間貸付金		他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	
拠点区分間貸付金		同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	
仮払金		処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	
その他の流動資産		上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	
徴収不能引当金		未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。	
固定資産	土地		基本財産に帰属する土地をいう。

(基本財産)	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。
(その他の固定資産)	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。
	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。
	車輛運搬具	<u>乗用車等の公用車をいう。</u>
	器具及び備品	器具及び備品をいう。ただし、取得価格が10万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造等の工事が完了するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の購入代金等をいう。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは製作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。
	長期貸付金	生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等で、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。
事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	
拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	
長期預り金積立資産	長期預り金に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
施設整備等積立資産	施設整備等積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
建設積立資産	<u>建設積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。</u>	
保育所施設・設備整備積立資産	保育所施設・設備整備積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
損害賠償積立資産	損害賠償積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積み立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。	
差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に <u>賃貸人に差し入れる保証金をいう。</u>	
長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分	

(基本財産)	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	<u>建物減価償却累計額</u>	<u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の基本財産に計上されている建物の減価償却の累計をいう。</u>
(その他の固定資産)	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。
	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。
	車輛運搬具	<u>送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。</u>
	器具及び備品	器具及び備品をいう。ただし、取得価格が10万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造等の工事が完了するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の購入代金等をいう。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	<u>〇〇減価償却累計額</u>	<u>貸借対照表上、間接法で表示する場合の有形固定資産の減価償却の累計をいう。資産名を付した科目とする。</u>
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは製作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。	
長期貸付金	生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等で、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	
事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	
拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	
<u>退職給付引当資産</u>	<u>退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。</u>	
長期預り金積立資産	長期預り金に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
<u>退職共済事業管理資産</u>	<u>退職共済事業で、加入者から預託された資産をいう。</u>	
<u>人件費積立資産</u>	<u>人件費積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。</u>	
施設整備等積立資産	施設整備等積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
保育所施設・設備整備積立資産	保育所施設・設備整備積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
損害賠償積立資産	損害賠償積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
ブーケ進学支援積立資産	ブーケ進学支援積立資産に対応して積み立てた現金預金等をいう。	
〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積み立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。	
差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に、 <u>賃貸人に担保として差し入れる敷金、保証金等をいう。</u>	
長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分	

	その他の固定資産		で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。 上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の特定期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
＜負債の部＞			
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債		<p>経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。 上記以外の未払金（施設整備等未払金を含む）をいう。 事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。 役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 役員等長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 事業区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 拠点区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。 職員以外の者からの一時的な預り金をいう。 源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。 受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。 他の事業区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 同一事業区分内における他の拠点区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。 支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に係る引当金をいう。 上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処</p>

	その他の固定資産		で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。 上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金の特定期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	徴収不能引当金		長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額（返済免除等を含む）を見積もったときの引当金をいう。
＜負債の部＞			
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間借入金 1年以内返済予定拠点区分間借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債		<p>経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 事業活動に伴う費用等の未払い債務をいう。 上記以外の未払金（施設整備等未払金を含む）をいう。 事業の取引先との通常の取引に基づいて発生した手形債務（金融手形を除く）をいう。 役員員（評議員を含む）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 設備資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 長期運営資金借入金のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 リース債務のうち、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 役員等長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 事業区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 拠点区分間長期借入金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 長期未払金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。 職員以外の者からの一時的な預り金をいう。 源泉徴収税額及び社会保険料などの徴収額等、職員に関する一時的な預り金をいう。 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。 受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。 他の事業区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 同一事業区分内における他の拠点区分からの借入額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入金額を一時的に処理する科目をいう。 支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に係る引当金をいう。 上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処</p>

固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債	<p>理することが望ましい。</p> <p>施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>役員等からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>他の事業区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>固定資産に対する未払債務（リース契約による債務を除く）等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>固定負債で長期預り金をいう。</p> <p>上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。</p>
＜純資産の部＞		
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額	〇〇積立金	<p>会計基準第4章第4第2項に規定された基本金をいう。</p> <p>会計基準第4章第4第3項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。</p> <p>会計基準第4章第4第4項に規定されたその他の積立金をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。</p>

固定負債	設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 長期未払金 長期預り金 <u>退職共済預り金</u> その他の固定負債	<p>理することが望ましい。</p> <p>施設設備等に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>経常経費に係る外部からの借入金で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。リース料総額から利息相当額を控除した金額で、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>役員（<u>評議員を含む</u>）からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>他の事業区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>同一事業区分内における他の拠点区分からの借入金で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>固定資産に対する未払債務（リース契約による債務を除く）等で貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。</p> <p>固定負債で長期預り金をいう。 <u>退職共済事業で、加入者からの預り金をいう。</u></p> <p>上記に属さない債務等であって、貸借対照表日の翌日から起算して支払の期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。</p>
＜純資産の部＞		
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額	〇〇積立金	<p>会計基準省令第6条第1項に規定された基本金をいう。</p> <p>会計基準省令第6条第2項に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。</p> <p>会計基準省令第6条第3項に規定されたその他の積立金をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。</p> <p>事業活動計算書に計上された次期繰越活動増減差額をいう。</p>